

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第3号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成23年11月2日 21時20分ごろ	
発生場所	石川県輪島市所在の猿山岬灯台の北西方沖 猿山岬灯台から真方位334° 29.6海里付近 （概位 北緯37° 46′ 東経136° 27′）	
事故等調査の経過	平成24年1月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第二十三錦生丸、133トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 115752、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、五級海技士（機関）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	主機の4番及び6番クランクピン軸受が焼損、全気筒のピストン及びシリンダライナーが焼損	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、平成23年11月2日08時35分ごろ福井県越前町越前漁港を出港して北海道に向かい、21時20分ごろ、猿山岬灯台の北西方沖を航行中、主機から異常音がして停止した。</p> <p>本船は、洋上での修理が不能のため、翌3日19時05分ごろタグボートにえい航され始め、4日08時ごろ福井県敦賀市敦賀港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風速 約4～5m/s</p> <p>海象：波高 約0.5m、うねり なし</p>	
その他の事項	<p>本船は、中型いか釣り漁船であり、本インシデント前の停泊時に主機の潤滑油交換を行った。</p> <p>主機の潤滑油こし器は、本インシデント後の開放時、スラッジや金属粉が付着して目詰まり状態となっていた。</p> <p>本船は、本インシデント後の修理中、潤滑油ポンプの駆動歯車損傷が発見された。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、猿山岬灯台の北西方沖を航行中、主機の潤滑油ポンプ駆動歯車が損傷したことから、潤滑油の供給量が不足し、主機4番及び6番クランクピン軸受が焼き付いて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が、猿山岬灯台の北西方沖を航行中、主機の潤滑油ポンプ駆動歯車が損傷したため、潤滑油の供給量が不足し、主機のクランクピン軸受が焼き付いて主機の運転ができなくなったことによ	

	り発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 潤滑油ポンプの定期的な開放、点検、整備を実施すること。